

山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、農山漁村の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かし、農林漁業者等の新たなチャレンジにより地域の持続的発展を支える付加価値創出の取組みを促進するため、山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、別表の第1欄に定める分類及び第2欄の事業内容ごとに、第3欄に定める者（第4欄に定める者を除く）のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に住所又は本拠地を有すること。
- (2) 事業を完遂する見込があり、将来とも継続的な活動が見込まれること。
- (3) 団体にあつては団体の意思を決定する体制が明らかであること。
- (4) 団体にあつては会計経理が明確であること。
- (5) 過去に本事業において、同じ部門であり、第3の2に示す類型が同じ取組みを実施した者でないこと。

第3 事業の内容

- 1 本事業の事業内容は別表の第1欄に定める分類ごとに第2欄に定めるとおりとし、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 農林水産物の振興と地域活性化に向けた取組みであること。
 - (2) 地域資源（地域で生産される農産物、森林資源（特用林産物、木材等）、水産資源、自然資源、郷土料理、伝統文化、生活文化、施設（宿泊施設、遊休施設等）、農地等とする。）を活用した付加価値の創出や向上（生産性の向上を含む）に結びつく取組みであること。
 - (3) 事業実施主体にとって付加価値を創出する取組みであること。
- 2 別表第2欄に定める事業内容のうち、事業実施主体が取り組む内容に応じて、次の2つの類型に区分する。
 - (1) 事業検討型 「6次産業化の取組み」のうち(1)から(8)まで、「農林水産物生産の取組み」のうち(1)及び(2)、又は「その他の取組み」のうち(1)から(3)まで（以下「事業検討」という。）に取り組むもの
 - (2) 機器等導入展開型 前号の事業内容に加えて、「6次産業化の取組み」の(9)、「農林水産物生産の取組み」の(3)、又は「その他の取組み」の(4)（以下「機器等導入」という。）に取り組むもの

第4 事業実施計画

- 1 本事業の実施を希望する者は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し

なければならない。

- 2 本事業の実施を希望する者は、知事が別に定める日までに、1により作成した事業実施計画を別記様式第2号に添付し、活動拠点が所在する市町村長に提出するものとする。
- 3 機器等導入展開型の事業に取り組む者は、次の各号の区分に応じて指定する様式により機器等導入・活用計画を作成しなければならない。
 - (1) 別表第1欄に定める6次産業化の取組み及びその他の取組み
別記様式第5号の1
 - (2) 別表第1欄に定める農林水産物生産の取組み
別記様式第5号の2
- 4 機器等導入展開型の事業に取り組む者は、知事が別に定める日までに、3により作成した機器等導入・活用計画を別記様式第6号に添付し、活動拠点が所在する市町村に提出するものとする。
- 5 2及び4により提出を受けた市町村長は、事業実施計画及び機器等導入・活用計画を精査のうえ、別記様式第4号に事業実施計画書及び機器等導入・活用計画に対する意見書(別記様式第3号)を付して、知事に提出するものとする。

第5 事業実施計画の審査

- 1 知事は、事業実施計画並びに機器等導入・活用計画の内容を審査するため事業実施計画審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。
- 2 知事は、必要と認めるときは、当該計画に関して市町村及び事業実施計画を策定した者から意見を聴取するものとする。
- 3 審査会は、第4の5により提出された事業実施計画及び機器等導入・活用計画について、次の各号に掲げる項目を審査するものとする。
 - (1) 事業実施主体が、第2に掲げる要件について適正であるか。
 - (2) 事業内容が、第3に掲げる要件について適正であるか。
- 4 知事は、3の結果を踏まえ、事業実施計画並びに機器等導入・活用計画の承認について適否を決定し、別記様式第7号の1により事業実施計画を策定した者に、別記様式第7号の2により市町村長に対し、その結果を通知するものとする。

第6 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第5の4により承認された事業実施計画に基づき、事業を実施するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、関係市町村とともに連携して必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 助成及び事業の着手

- 1 知事は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

- 2 事業の着手は、1の別に定めるところにより行う本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6条の交付の決定に基づき行うものとする。

第8 事業の評価報告

- 1 事業実施主体は、補助事業実施後の状況について、実施評価報告書（別記様式第8号）により、事業実施年度の翌年度分から2年間評価報告しなければならない。
- 2 1の報告書は、実施評価報告書（別記様式第9号）により、毎年度、評価を行った年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。
- 3 知事は、2により報告書の提出を受けたときは、第5の4により承認した事業実施計画に照らして事業の達成度等の評価を行い、必要に応じ事業実施主体を指導するものとする。

第9 関係書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、別に定めるものを除き、所管の総合支庁産業経済部地域産業経済課に提出するものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月8日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業実施要領（スモールビジネス創出支援事業）（平成29年3月30日付け農政第1424号。）の規定により平成31年度までの2か年事業として承認された事業実施計画については、この要領の相当規定により事業検討型の事業として承認されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和元年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月27日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき2か年事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月26日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき2か年事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

別表

第1欄 (部門)	第2欄 (事業内容)	第3欄 (事業実施主体)	第4欄 (除外する者)
6次産業化の取組み	(1) 商品開発に向けた事業プランづくり (2) 加工品・雑貨・小物の試作 (3) 食品等成分分析 (4) 市場調査 (5) 料理・体験メニューの開発 (6) 商品パッケージ等のデザイン制作 (7) 試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 (8) 地域活性化につながるイベントの企画開発や試行 (9) (1)～(8)の取組みに必要な最低限度の機器等の導入	(1) 2人以上で組織される団体・組織(以下「団体」という。)及び個人。	(1) 農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合並びにこれらを含む団体(以下「農協等」という) (2) 農林水産業以外を主業とする団体にあつては、既に企業化され経営として成り立っている団体。
農林水産物生産の取組み	(1) 伝承作物などの導入の検討・試行 (2) 農林水産物の高付加価値化(生産性の向上を含む)のための生産技術導入の検討・試行(規模拡大を伴うものを含む) (3) (1)～(2)の取組みに必要な最低限度の機器等の導入	(1) 農林漁業者、森林所有者を主たる構成員とする団体及び農林漁業者、森林所有者(法人を含む。以下「農林漁業者等」という。)	(1) 農協等 (2) 主たる経営者1人当たりの農業所得が概ね300万円以上の農林漁業者等 (3) (2)の者が過半を占める団体 (4) 農林水産業以外を主業とする団体にあつては、既に企業化され経営として成り立っている団体
その他の取組み	(1) 木質バイオマス等を利用した再生可能エネ	(1) 2人以上で組織される団体及	(1) 農協等 (2) 農林水産業以外を主

	<p>ルギーの生産・活用などの検討・試行</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの循環の仕組みづくりの検討・試行</p> <p>(3) その他、地域資源の具体的な活用方法の検討や商品等の開発・試作など、目的達成のため知事が特に適当と認める活動</p> <p>(4) (1)～(3)の取組みに必要な最低限度の機器等の導入（再生可能エネルギー機器については、専ら特定の個人又はグループが用いるものを除く）</p>	<p>び個人。</p>	<p>業とする団体にあつては、既に企業化され経営として成り立っている団体</p>
--	---	-------------	--